概要版

第二期湯沢町子ども・子育て支援事業計画

～あいさつのとびかう、あたたかい地域で子育てし、育ち合えるまち～

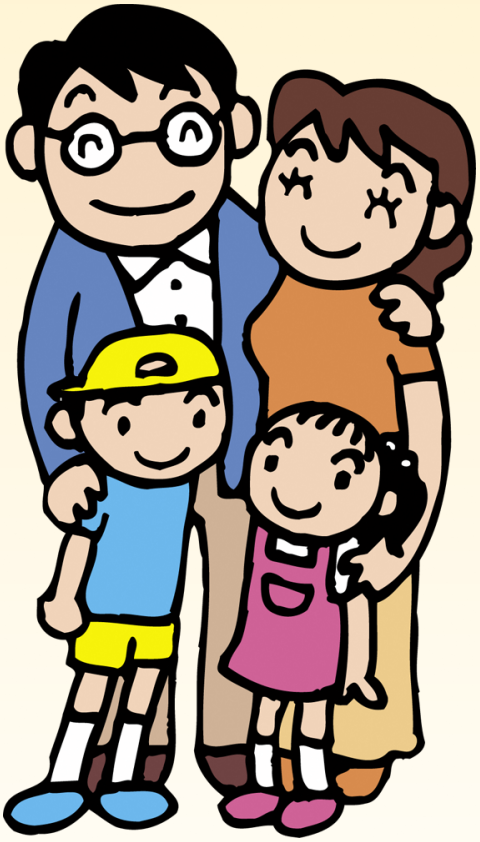

令和２年３月

湯沢町

1　計画策定の趣旨

近年、我が国は出生数の減少が続いており、合計特殊出生率も 1.45 程度で推移しています。

国では様々な取り組みを進めており、近年では平成 24 年に子ども・子育て関連３法を整備し、その後は「子育て安心プラン」、「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、令和元年 10 月には幼児教育・保育の無償化の実施、11 月には新たな「子供の貧困対策に関する大綱」の閣議決定など、総合的に子育て支援を推進しています。

湯沢町（以下、「本町」といいます。）では、次代を担う子どもの健やかな成長と、子育てを支える新しい地域社会をつくるため、平成 21 年度に「湯沢町次世代育成支援行動計画（後期計画）」を、平成 26 年度に「湯沢町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、本町における子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境づくりを進めてきました。

この度、「湯沢町子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が終了することから、これまでの計画を継承しつつ「第二期湯沢町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」といいます。）を策定しました。

2　計画の位置付けと期間

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づき、「湯沢町総合計画」を上位計画とし、各種関連計画と整合を図りながら、すべての子ども・子育て家庭を対象として、本町が今後進めていく教育・保育・子育て支援施策を計画的に実施するために定めたものです。

計画の期間は「子ども・子育て支援法」に定める５年間とし、令和２年度から令和６年度とします。

ただし、社会状況の変化や関連制度・法令の改正、施策の推進状況等を踏まえ、必要に応じて見直します。

3　町の現状

●年齢３区分別人口の推移と推計

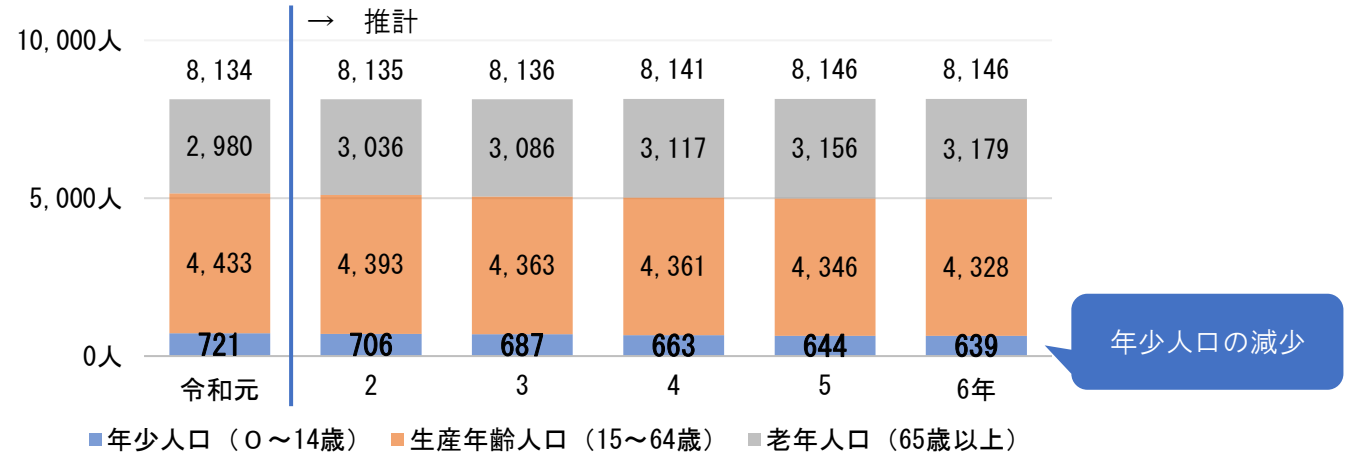

資料：湯沢町「住民基本台帳（各年３月末現在）」、令和２年以降はコーホート変化率法による推計

●出生数、出生率の推移

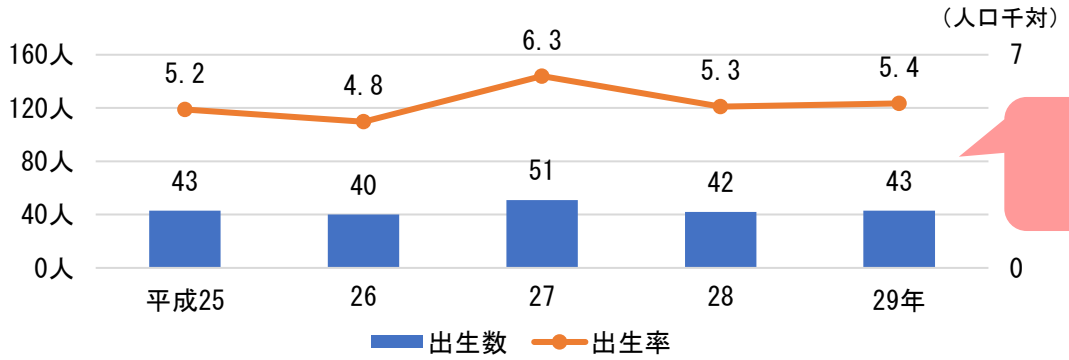

平成 27 年を除いて
40 人台で横ばい

資料：新潟県「保健福祉年報（平成 26 年から平成 30 年）」

●未婚率の推移

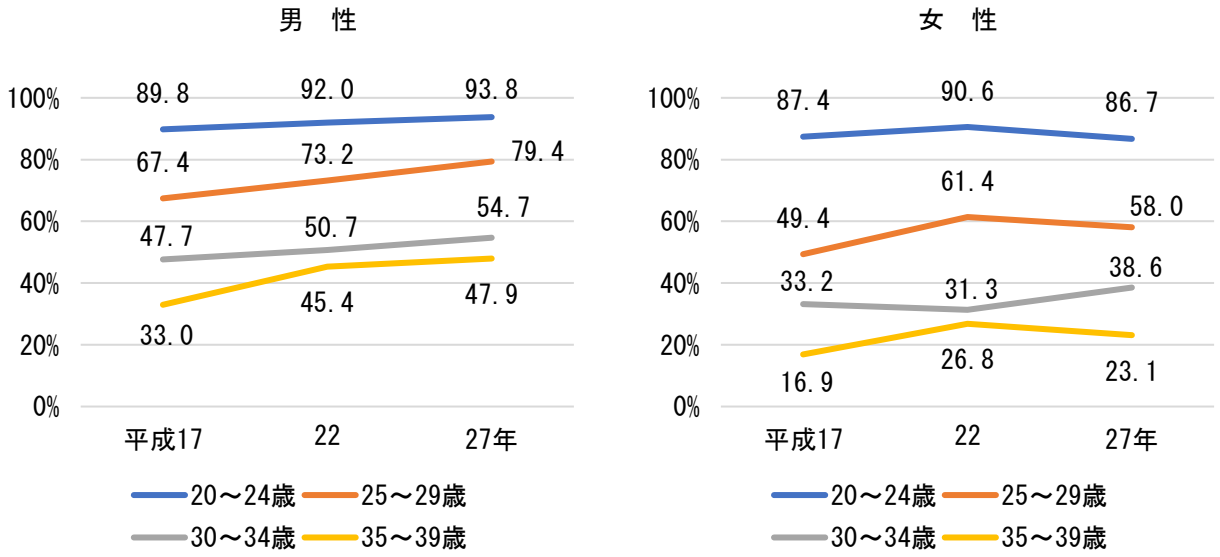

資料：国勢調査

●25 歳から 39 歳では男性が女性より 10 ポイント以上高い
●平成 22 年から 27 年にかけて、女性の方はやや減少傾向がみられるのに対して、男性は上昇傾向

●世帯数の推移

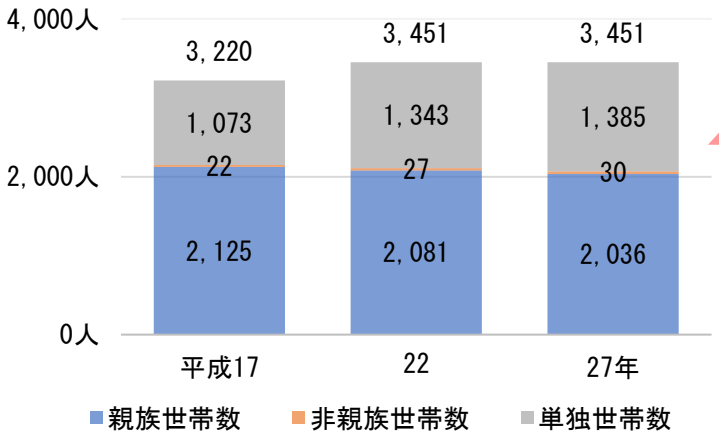

●親族世帯は減少
●非親族世帯と単独世帯は増加

資料：国勢調査

●湯沢認定こども園、及び湯沢小学校の利用状況

湯沢認定こども園園児数（人、%）

	定員数	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		入園数	入園率	入園数	入園率	入園数	入園率
0歳児	10	14	140.0	13	130.0	15	150.0
1歳児	25	21	84.0	17	68.0	22	88.0
2歳児	40	30	75.0	36	90.0	33	82.5
3歳児	55	38	69.1	40	72.7	50	90.9
4歳児	55	42	76.4	38	69.1	40	72.7
5歳児	55	52	94.5	43	78.2	36	65.5
計	240	197	82.1	187	77.9	196	81.7

資料：湯沢町（各年度３月時点。令和元年度は３月見込）

湯沢小学校児童数（人）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1年生	48	55	44
2年生	43	50	55
3年生	43	44	48
4年生	57	43	48
5年生	62	55	42
6年生	58	62	56
計	311	309	293

資料：湯沢町（各年度４月１日時点）

4　基本理念

あいさつのとびかう、
あたたかい地域で子育てし、
育ち合えるまち

すべての子どもが生まれてきたことに喜びを感じ、健やかに成長できるよう、世代を超えてお互いに思いやりをもった支えあいができるあたたかい地域づくりを目指します。

5　基本目標

基本理念に基づき、子どもが健やかに育ち、親が子育ての喜びを実感できるよう、社会全体で「子育て」と「子育ち」を支援していくため、本計画の基本目標を次のように設定します。

1　子育て家庭の支援

2　子どもと母親の健康の確保と増進

3　子どもの健やかな成長を目指した教育環境の整備

4　支援が必要な子どもと家庭への取り組みの推進

6　教育・保育、及び地域子ども・子育て支援事業

1　教育・保育提供区域の設定

平成 26 年度には町内の全小学校及び中学校を１施設に統合した湯沢学園が開校し、平成 28 年度には、同じ敷地内に町内の全保育園を統合した認定こども園が開園しました。これらのことから、本町における教育・保育提供区域は、引き続き全町を１つの区域として設定します。

2　教育・保育の量の見込みと確保方策

就学前の子どもに対する教育・保育については、認定こども園と家庭との緊密な連携のもと、子どもの状況や発達の過程を踏まえ、養護と教育が一体となった総合的な支援を実施していきます。また、保育士を対象とした研修を計画的に実施し、提供する教育・保育の質の向上に努めていきます。

教育・保育の見込み量と確保方策（人）

			令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
見込み量			208	216	208	205	207
	１号認定		14	14	12	12	12
	２号認定	教育	1	1	1	0	0
		保育	121	121	109	105	106
	３号認定	０歳児	14	15	16	17	18
		１歳児	28	32	33	33	34
		２歳児	30	33	37	38	37
確保量			240	240	240	240	240
	１号認定		20	20	20	20	20
	２号認定	教育・保育	145	145	145	145	145
	３号認定	０歳児	10	10	10	10	10
		１歳児	25	25	25	25	25
		２歳児	40	40	40	40	40

【確保方策】

湯沢認定こども園において量を確保するとともに、新たな施設の整備やこども園棟内の施設の用途変更等による湯沢認定こども園施設の拡張等の検討及び量の見込みを緩和するため在宅での子育て支援の推進施策を検討し、必要な量の確保に努めます。

３　放課後児童健全育成事業の見込みと確保方策

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学６年生までの児童に対し、放課後等において適切な遊びや生活の場を提供することにより、子どもの健全な育成を図るための事業です。湯沢学園内の専用施設で実施し、実施時間の拡充や長期休暇中のみの利用受け入れなど、サービスの充実を図っています。

放課後児童健全育成事業の見込み量と確保方策（人）

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
見込み量（通年）		45	47	54	56	54
	１年生	14	16	22	19	17
	２年生	18	15	16	22	19
	３年生	10	10	9	9	12
	４年生	2	4	4	4	4
	５年生	1	2	3	2	2
	６年生	0	0	0	0	0
見込み量（長期）		22	26	27	26	28
	１年生	3	3	4	3	3
	２年生	2	3	4	5	5
	３年生	5	5	5	5	8
	４年生	9	11	10	10	10
	５年生	3	3	3	3	2
	６年生	0	1	1	0	0
確保量		76	76	76	76	76
施設数（か所）		1	1	1	1	1

【確保方策】

湯沢児童クラブにおいて量を確保するとともに、新たな施設の整備や湯沢学園の放課後の空き教室の利用等を検討し、必要な量の確保に努めます。

４　地域子ども・子育て支援事業

本町で実施している事業は以下の通りです。

事　業　名	事　業　内　容
時間外保育事業	認定こども園において、通常の保育時間以外である時間に保育を行う事業です。本町では、18 時 30 分から 19 時まで対応しています。
放課後児童健全育成事業	（上述のとおり）
子育て短期支援事業	保護者の病気や就労、その他身体上もしくは精神上又は環境上の理由により、家庭で子どもを養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等で子どもを一時的に預かる事業です。
地域子育て支援拠点事業	親子で集えるひろば事業や相談事業、育児講座、情報提供など、様々な子育てサービスを提供する事業です。
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園等において一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

事　業　名	事　業　内　容
病児・病後児保育事業	子どもが発熱等の急な病気となった場合や、通常の保育を受けることができない児童を病児・病後児保育室「ぽっかぽか」で預かります。
ファミリー・サポート・センター事業	「子育てを支援してほしい人（依頼会員）」と「子育てを支援してくれる人（提供会員）」が地域の中で助け合いながら子育てをする会員制の有償ボランティア活動です。
利用者支援事業	子どもや保護者等が状況に応じた選択に基づき、地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、基本型・特定型の利用者支援事業を行っています。
妊婦健康診査	妊娠中の身体の異常を早期に発見するため、また、妊婦の健康管理が適切に行われ、健やかな出産を迎えるための環境整備を図ることを目的に、定期健康診査にかかった費用を助成しています。
乳児家庭全戸訪問事業	乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に繋げ、乳児の健全な育成環境の確保を図っています。
養育支援訪問事業	育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助又は保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図っています。

7　主な子ども・子育て関連施策

事　業　名	主　な　事　業　内　容
障がい児保育	障がいのある子どもの人数や障がいの状況等に応じて、認定こども園における保育士の人数を増やし、障がい児保育の実施体制を確保します。
子どもを対象とした相談体制	いじめや不登校など学校関連の相談窓口として、子ども電話相談の周知を強化します。
育児・介護休業制度の普及啓発	町広報や町ホームページの活用による育児・介護休業制度の普及を図ります。
青少年育成事業	地域における青少年の健全な育成のために、「湯沢町青少年問題協議会」による青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的な施策の検討を行います。
乳幼児健康診査の充実	医師・保健師・栄養士・保育士・母子保健推進員・歯科衛生士など、多職種のスタッフによる乳幼児健診を実施し、発育や発達等のチェックを行っています。
保健指導体制の充実	認定こども園と小中学校とが連携し、保健指導の情報交換や資質向上のための研修を行い、指導体制の充実に努めます。
子ども医療費助成	０歳から高校卒業まで、通院・入院にかかる医療費を助成します。
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭の通院・入院にかかる医療費を助成します。
豊かな心の育成	児童が悩みなどを気軽に話せ、ストレスを和らげ心のゆとりを持てるような環境を提供するため、教育相談員を配置します。

事　業　名	主　な　事　業　内　容
家庭教育の推進	育児講座や児童家庭相談などを行うことにより、育児に対する正しい情報を保護者や家庭に提供する「家庭教育事業」を実施します。
地域の教育力の向上	小中学校のＰＴＡ役員、認定こども園保護者、学校及び認定こども園関係者で組織するＰＴＡ連絡協議会で、行事への協力、交通安全教室や救急法講習会の開催、あいさつ運動などに取り組みます。
子どもの人権や児童虐待防止に関する啓発活動の推進	町広報やポスター等を活用した継続的な啓発活動を行います。 全戸に児童虐待防止啓発パンフレット等を配布するなど、児童虐待防止に関する町民の意識高揚を図ります。
育児困難家庭への早期対応	早期支援が必要と判断された家庭に対して、保健センターや子育て支援センター等が連携して、母子保健事業や子育て支援サービスを支援目標に応じて、組み立て実施していきます。
児童相談に関する相談体制の充実	保健センター、子育て支援センター、認定こども園、小中学校など、子どもと家庭に関わるすべての機関で相談が可能な体制を確保し、連携を図ります。
小学生や保護者を対象とした児童虐待・いじめ等の暴力防止教育の実施	エンパワーメント、人権意識、コミュニティを理念とする子どもへの暴力防止/人権教育プログラム(CAP)の実施など、子どもや保護者、教職員を対象とした学習機会の充実に努めます。
安心して子育てができる仕組みづくり	子育て中の親が孤立しないよう、地域の人による声かけや見守り、行事をはじめ地域の人と触れ合える機会づくりなど、人の繋がりがあるまちづくりや、地域全体で子育てを応援するまちづくりを進めます。
ひとり親家庭の生活安定に向けた自立支援の充実	母子・父子自立支援プログラムなど、国や県の支援制度に関する情報提供を強化します。

第二期湯沢町子ども・子育て支援事業計画　概要版（令和２年度～令和６年度）
発　　行：令和２年３月
企画・編集：湯沢町　子育て教育部　子育て支援課
〒949-6102　新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立 1580 番地
TEL　025-788-0292